

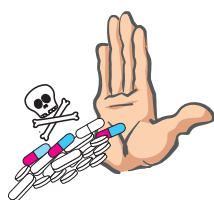
公衛研ニュース

No **49**

平成25年3月

も く じ

- 身近に迫る違法ドラッグの危険 1
- 賢い健康食品との付き合い方 ～保健機能食品とは～ 3



身近に迫る違法ドラッグの危険

最近、違法ドラッグを原因とする事件や事故のニュースが多く取り上げられています。違法ドラッグを摂取することにより、本人が意識不明になって病院に搬送されるケースだけでなく、違法ドラッグを吸引後、自動車の暴走を引き起こし、第三者を死に追いやることもあることから、違法ドラッグの使用は大きな社会問題となっています。

1. 違法ドラッグとは

麻薬や覚せい剤、大麻（以下、麻薬等）といった薬物は販売や使用を法律で規制されており、その危険性は一般的にも十分知られています。違法ドラッグは麻薬等と類似した化学構造の薬物を意図的に化学合成して製造されます（図 1）。規制されている薬物等とは構造が少しだけ違うことから、合法ドラッグ・合法ハーブ等と称して販売されています。また、アロマリキッド、ハーブ、バスソルト等用途を偽装して販売されているケースも見受けられます。違法ドラッグを服用・吸引することにより、麻薬等を使った時と同じような意識障害、幻覚、興奮、錯乱等が生じます。しかし、麻薬等には該当しないことから、市中の店舗やインターネットで流通し、好奇心から安易に使用され、麻薬等への入門薬物（ゲートウェイドラッグ）となることが懸念されています。



違法ドラッグは、医薬品として開発されたものではなく、法の規制を逃れることを目的として製造されていることから、薬物としての安全性はほとんど考慮されておらず、麻薬よりも強力な作用を持つ物質もあると考えられています。違法ドラッグは 2000 年ごろから濫用されるようになり、これを迅速に取り締まるために、厚生労働省は 2006 年に薬事法を改正し、「指定薬物」という制度を導入して規制しています。

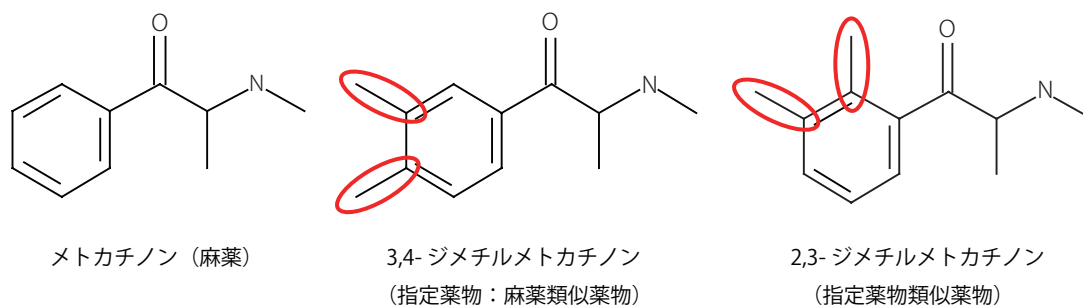


図1 麻薬、指定薬物、指定薬物類似薬物の例

2. 厚生労働省による規制強化

指定薬物は麻薬等に類似した構造を持つものですが、指定薬物の規制から逃れるために指定薬物に類似した化合物が配合された製品も多数発見されています。現在までわが国では、実際に流通している違法ドラッグの成分や海外で流通実態のある成分を一つ一つ個別に、指定薬物として規制してきました。しかしながら「指定薬物類似薬物の流通・検出」→「指定薬物類似薬物の指定薬物への指定」→「（新規）指定薬物類似薬物の流通・検出」→「指定薬物類似薬物の指定薬物への指定」という、いわゆる『いたちごっこ』が続いています。そこで、厚生労働省は、指定薬物と化学構造が類似している化合物を、一括して規制対象とする『包括指定』を導入することとしました。このことにより、指定薬物類似薬物が実際に流通する前に規制対象とすることが可能となり、『いたちごっこ』に対して一定の効果が期待されています。

3. 大阪府独自の取り組み

このような薬物の濫用による被害が深刻な状況を踏まえ、公衆衛生研究所では、違法ドラッグによる健康被害や事件の未然防止のため、大阪府健康医療部薬務課と協力して、2011年度より合法ドラッグ等として流通している製品の試買調査を行っています。今年度及び昨年度の試買調査においても、指定薬物を検出し、府のホームページ等を通じて製品名を公表し、注意喚起を行いました。また、大阪府では、2012年に「大阪府薬物の濫

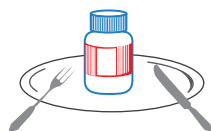
用の防止に関する条例」を制定しました。この条例は、薬物の濫用を防止し、必要な規制を行い、青少年をはじめとする府民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良な風俗を維持し、健全な社会の実現を図ることを目的としています。条例の特徴は、知事指定薬物制度により『知事が指定する薬物の①使用、②使用目的の所持③情を知って使用場所の提供・あっせん』に罰則規定がついたことです。薬事法における指定薬物制度では使用に対する罰則はありませんでした。

4. まとめ

違法ドラッグの流通や違法ドラッグによる事件や事故は世界的な問題となっています。海外で検出された化合物は、わが国でも流通する可能性が高いことから、当課では指定薬物類似薬物の検出事例の情報収集に努めるとともに、製品中に存在する化合物を正確に分析するため、分析法の開発にも努めています。違法ドラッグによる健康被害や事件を未然に防止するため、迅速な分析法の確立等により、検査体制をより一層充実させたいと考えています。

大阪府立公衆衛生研究所
衛生化学部薬事指導課

※ 本文の内容は、2013年3月3日時点のものです。
規制などに関する情報は、最新のものをご確認ください。



賢い健康食品との付き合い方 ～ 保健機能食品とは ～

健康食品市場は現在 2 兆円規模と言われ、消費者委員会が行ったアンケート調査でも実に 6 割の人が健康食品を利用していると回答しています（消費者の「健康食品」の利用に関する実態調査，消費者委員会，平成 24 年 5 月）。

このように社会に広く認知されている健康食品ですが、実は法令上の定義はありません。「健康食品」という名称は、単に「健康の保持増進に資する食品として販売利用される食品」を意味し、有効性や安全性をなんら担保するものではありません。特に有効性の面では、健康食品は効果・効能をうたうことが薬事法で禁止されているため、「効きそうなイメージ」や「利用者の個人的な感想」^{けんでん}を喧伝しているのが現状です。

しかし、近年、生活習慣病の増加が問題になり、国民の健康の維持・増進のためには利用者が自ら選択するのに十分な情報を与えることが重要との考えから、食品に機能や用途表示ができる保健機能食品の制度が創設されました。この保健機能食品は国が制度化した「健康食品」とも呼べるものです。

1. 保健機能食品の制度（栄養機能食品と特定保健用食品）

保健機能食品には栄養機能食品と特定保健用食

品の区分があります（表 1）。栄養機能食品は栄養成分の補給や補完を目的とした食品で、5 種類のミネラルと 12 種類のビタミンについて規格基準を満たせば、許可や届出なしに栄養素の機能表示ができます。

一方、特定保健用食品（通称、特保・トクホ）は健康の維持増進や保健の用途に資することを目的とした食品で、安全性や有効性について科学的根拠を示して個別審査を受けて許可されると「血圧が高めの方に適する」、「食後の血糖値の上昇を緩やかにする」などの保健用途表示ができます（図 1）。

このように保健機能食品（栄養機能食品と特定保健用食品）では、いわゆる健康食品を含む一般食品には認められていない機能表示が認められていますが、同時に使用に当たっての注意喚起や摂取目安量の表示も義務付けられており、利用者はこの点を良く理解したうえで適切に利用する必要があります（表 2、表 3）。

2. 保健機能食品を利用するにあたって注意すべきこと

いわゆる健康食品を含めて「これさえ摂れば健康になれる」というようなものではありません。健康の基本は、適度な運動とバランスのとれた食事であり、保健機能食品はそれを補完するためのも

表 1 保健機能食品の区分と表示内容

医薬品	保健機能食品		食 品 (いわゆる健康食品を含む)
	特定保健用食品 (個別許可)	栄養機能食品 (規格基準・審査不要)	
薬効成分の含有量	関与成分の含有量 (栄養成分の含有量)	機能表示する栄養成分の含有量 (栄養成分の含有量)	栄養成分の含有量
効能・効果の表示	保健用途の表示	栄養成分の機能表示 (規定の表現)	—
使用上の注意	注意喚起	注意喚起 (規定の表現)	—
用法・用量	一日摂取目安量	一日摂取目安量	—



図 1 特保マーク

表 2 栄養機能食品の栄養成分の機能表示の例

栄養機能表示	注意喚起表示
カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です。	本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1 日の摂取目安量を守ってください。
鉄は赤血球を作るのに必要な栄養素です。	
ビタミン A は皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
葉酸は胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	
	同上、妊娠 3 ヶ月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。
	本品は胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育が良くなるものではありません。

表 3 特定保健用食品の保健用途の表示例

保健用途の表示	注意喚起表示
本品は、血圧が高めの方に適した食品です。	本品は高血圧症の予防薬及び治療薬ではありません。高血圧症の治療を受けている方、妊娠中又は妊娠している可能性のある方、及び腎機能が低下している方は医師とご相談の上、飲用してください。
この油は、中鎖脂肪酸を含み、体に脂肪がつきにくいのが特徴です。体脂肪が気になる方や肥満気味の方は、通常の油に替えて、この油をお使いいただくことをおすすめします。	
本品は食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	
	多量に摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。
	なお、糖尿病の治療を受けている方や糖尿病の疑いのある方は、医師などの専門家にご相談のうえご飲用ください。体質・体調により、食物繊維による一過性の膨満感をおぼえることがあります。

のです。栄養機能食品は普段の食事では不足しがちな栄養成分を補う目的で、特定保健用食品はバランスの良い食事を摂りつつ、健康上気になる点に応じて通常の食品と置き換えるのが良いでしょう。例えば、体脂肪が気になる方は、油の使用量を控えた上で、さらに普通の油を特保の油に切替えるのが有効です。保健機能食品は乱れた食生活の免罪符ではありません。

また保健機能食品は、栄養成分の機能や保健用途が表示されており、一定の効果を期待して良い食品ですが、たくさん摂れば良いというわけではありません。過剰摂取は逆に健康を損なうおそれがあり、摂取目安量を守ることが重要です。他の保健機能食品や健康食品との併用も避けた方が良いでしょう。それぞれの摂取目安量を守っていても同じ関与成分を含む製品をいくつも摂れば、結

果として過剰摂取になります。また異なる関与成分でも作用機序が同じであれば効果が重なって過剰摂取と同じ結果を招くかもしれません。

保健機能食品は未病の方を対象とした健康の維持増進のための食品であり、病気を治す薬の代わりにはなりません。薬と同等の効果を期待して、保健機能食品だけに頼ると治療の機会を逸し、取り返しのつかない事態を招くかもしれません。病気の治療中の方や病気の疑いがある方は、医師や薬剤師など専門家と相談しながら、保健機能食品を利用してください。

繰り返しになりますが、健康の基本は、適度な運動とバランスのとれた食事であり、保健機能食品はそれを補完するためのものなのです。

大阪市立環境科学研究所
食品保健グループ 萩原 拓幸

発行者 所長 山本容正

編集 久米田裕子（委員長）

勝川千尋、小島洋子、内田耕太郎、

岡村俊男、奥村早代子

事務局 木村明生、吉田俊明、渋谷博昭

大阪府立公衆衛生研究所

〒 537-0025 大阪市東成区中道 1-3-69

TEL 06-6972-1321 FAX 06-6972-2393

ホームページ <http://www.iph.pref.osaka.jp/>

→記事はホームページにも掲載しています。